

2025年2月19日

中京大学

中京大学における軍事的安全保障研究に関する基本方針

中京大学は建学の精神に基づき、「学術の場では学術の研鑽と共にジェントルマンシップ、レディシップを醸成陶冶する」ことを使命とし、四大綱の体得者として「個人としても、家庭人としても、社会人としても、国民としても、世界人類の一人としても望ましい人間」の教育を実践してきました。また中京大学の理念においては、「建学の精神に立ちつつ、研究と教育に邁進し、社会の多様な課題に挑んで、その健全な発展に貢献するよう努める」と定めています。

日本学術会議は、1950年および1967年の声明を継承し、2017年3月に「軍事的安全保障研究に関する声明」を決定しました。また声明に続き報告された「軍事的安全保障研究について」(日本学術会議 安全保障と学術に関する検討委員会)(2017年4月13日)では、軍事的手段による国家の安全保障にかかわる分野の研究を「軍事的安全保障研究」とし、「ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等」が含まれるとしています。

また「民生的研究と軍事的安全保障研究との区別は容易ではない」うえ、「自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合も多い」ことから「まずは「入口」において慎重な判断を行うことが求められる」ともしています。

本学は、「建学の精神に則り、真理を探求し学理を極めた次世代を担う人材を育成し、国家及び社会の形成者として有為なる人材を養成し、もって文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」として学則で定めており、軍事研究とは相容れないことから、軍事利用を直接に研究目的とする研究は行いません。また、研究者は、研究成果が意図に反して軍事目的に転用され、使用される可能性もあることを認識して研究活動を行う必要があります。

以上を踏まえて、軍事的安全保障研究について以下の基本方針に従って取扱います。

1. 軍事利用を直接に研究目的とする研究は行わない
2. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供(再委託を含む)を受けて研究を行う場合は、別に定める委員会において審査を受けなければならない

以上